

# ストライキ決行中！日本知的障害者福祉協会の不誠実団交を許すな！

## 都労委での和解協定を遵守・履行し、末吉事務局長は団体交渉に出て来い！！

日本知的障害者福祉協会事務局職員のみなさん！港区浜松町界隈で働く労働者のみなさん！私たちは東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会（南部労組・福祉協会）です。職場の労働環境改善を求めて情宣を行っています。

南部労組・福祉協会の組合活動（これまでの経緯）

公益財団法人日本知的障害者福祉協会事務局（以下、協会）の事務局員が、2016年2月に地域合同労組の東京南部労働者組合（南部労組）に加入。2016年4月18日に第1回団体交渉（団交）が開催されましたが、議題となった2013年4月に起きた暴行パワハラ事件の当事者・労務管理責任者である末吉事務局長は2016年7月20日の第3回団交を突如欠席、暴行パワハラ事件や他の団交議題の説明責任をも放棄・逃亡し、以後の団交にも姿を現さず、協会は当事者・責任者の逃亡を居直り続けました。そこで私たちは、2018年の2月23日、東京都労働委員会（都労委）に不当労働行為救済（不誠実団交）を申し立てました。そして、4年の長期にわたる労働委員会での闘いは、概ね私たち組合の和解案に沿った協定内容で、2022年1月20日に全面和解となりました。



### 都労委闘争は組合案ベースで和解決着……のはずが？

過去の暴行パワハラ・労基法違反について、私たちは第1～2回団交で協会としての謝罪と対策及び法令違反の経緯を明らかにするよう要求したところ、違法な労務管理実態・暴行パワハラへの責任が明らかになることを恐れた末吉事務局長は団交から逃亡！協会の誠実交渉義務違反の他、課長代理の組合員への嫌がらせ行為に私たちは都労委に不当労働行為を申し立て、4年にわたる審査の末、2022年1月20日に、組合側の主張をベースに全面和解になりました。然るべき責任者（当然、事務局長含む）が団交に出席し、協会は誠実に団体交渉を行うことが和解協定書に明記されています。

### 和解から1年以上経っても末吉事務局長は団交に姿を現さず

都労委での和解協定締結後の初の団交、第15回団体交渉が2022年3月7日（月）に行われました。本団交の主要な議題は、和解で示された協会側の団交出席者として、これまで団交から逃亡している末吉事務局長が団交に原則として出席することとされた和解協定に従い、本団交に出席しなかった末吉事務局長の今後の団交出席について協会の見解を質しました。末吉事務局長の団交出席に当たっては、組合側も配慮を行うという譲歩の経緯もあるため、本団交に末吉事務局長が出席しなかったことは「止む無し」としました。

そして、第16回団体交渉が2022年9月9日（月）に（裏面に続）



東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会（南部労組・福祉協会）

インターネット組合掲示板 BLOG [jaidunion.com](http://jaidunion.com)

不当解雇・退職勧奨・嫌がらせ・排除・密告の横行……こんな職場で働けますか？

悩まずに相談を！労働組合で安心して働ける職場をつくらう！

（表面から続く）行われました。今回も末吉事務局長は団交に出席しなかったため、たとえ末吉個人にどんな事情があろうとも都労委での和解協定に従い、事務局長の団交出席に向けた取り組みを協会に要求しました。末吉事務局長には団交に出て来れない「特殊な事情」があることについては、かねてより協会は言い募っていました。協会顧問弁護士からその現況報告があり、団交そのものよりも労働組合に対してわだかまりがあるとのこと。しかし、それならばなおのことタチが悪い。事務局長が労働組合を嫌悪し、組合との交渉の場に出て来れないなどということは、社会権として保障されている人権である労働基本権を全く理解できていない証左です！障害者の福祉の向上・増進を目指す日本知的障害者福祉協会が人権理解ができていないとは笑い話にもなりません。

それから5か月後、第17回団交は2023年1月27日（火）に行われました。末吉事務局長の事情については相変わらずで、実質的な進展は見られませんでした。協会はいくつかの対策や条件提示を行いました。そこで私たち組合は、それに協会が取り組む時間的な猶予も考え、3か月後に和解協定の履行・遵守の確認のために団交再開を要求したところ、「監査がある」「理事会がある」という理由で2か月以上（！）も団交日程を先延ばしにしてきました。就業時間後に2時間程度行う団交を行うことができないなどということは正当な理由にはなりません！不合理な団交の先延ばしは、正に不誠実団交＝団交拒否（労働組合法第7条2違反）そのものです！協会に対しては組合から抗議文を送り、協会はしつこく2週間程度団交日程を早めた回答をしてくれましたが、協会の労働基本権の軽視、都労委に不当労働行為を申し立てられた事実に対する反省の色は皆無と言わざるを得ません！

警察や病院に行かなかつたから、暴行パワハラはなかつたという協会の珍論奇説を粉砕！

これまで末吉事務局長の暴行パワハラ行為を正当化するために協会は「（当該組合員が）警察や病院に行かなかつたから暴行パワハラはなかつた」というトンデモな珍論奇説を振りかざしていました（！）が、私たち組合は第16～17回団交で、他の職場等でのハラスメント問題の解決事例や取り組み、厚生労働省の職場のハラスメント防止指針を根拠に、それがいかに珍奇な主張であるかを指摘。答えに窮した協会はその主張を事実上取り下げざるを得ませんでした！ハラスメントのない職場環境を整備する気があるなら、こんなバカげた主張などできないはず。当然です！

団結権・団体交渉権・団体行動権は労働者の基本的権利！

2016年の組合結成以来、私たち組合は働きやすく、働きたいのある職場を目指して闘ってきました。協会には労働法令を遵守・履行させ、改善もみせています。……が、末吉事務局長の団交逃亡の居直り、組合活動を完全否定して開き直るなど、協会の組合敵視・嫌悪姿勢は相変わらずです。このブログを手にした同様の職場の労働問題でお悩みの方も、ぜひ私たち南部労組へ労働相談をお寄せください！共に闘いましょー！（2023.4.28）

抗議先はこちらへ！ →（公財）日本知的障害者福祉協会 港区浜松町 2-7-19 KDX 浜松町ビル 6F ☎03-3438-0466 FAX03-3431-1803

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

なんぶ 東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会（南部労組・福祉協会）  
インターネット組合掲示板 BLOG [jaidunion.com](http://jaidunion.com)

\*職場でのいじめ・嫌がらせ、解雇、残業代未払い... その他、労働相談はこちらへ！

東京都品川区西五反田 2-11-15-501 壺番館・V プロダクション 気付 ☎ & FAX 03-3490-0372  
東京南部労働者組合（南部労組） <http://southwind.webnode.jp/> southwind@mbr.nifty.com

